

第 3 4 回草津市農業委員会総会  
会 議 録

令和 5 年 4 月 1 0 日

## 第34回農業委員会（総会）

令和5年4月10日  
午後1時30分から  
市役所 行政委員会室

- |     |   |      |
|-----|---|------|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名  |      |
| 第 2 | 報告第10号<br>農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）…                                      | 5件   |
| 第 3 | 報告第11号<br>農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）…                                      | 7件   |
| 第 4 | 議 第15号<br>農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決                  | … 7件 |
| 第 5 | 議 第16号<br>農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決                  | … 2件 |
| 第 6 | 議 第17号<br>農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決                  | … 1件 |
| 第 7 | 議 第18号<br>相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決             | … 1件 |
| 第 8 | 議 第19号<br>草津市農業委員会事務局規程の改正につき、議決を求めることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決                  | … 1件 |
| 第 9 | 議 第20号<br>草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定につき、議決を求<br>めることについて<br>提案説明、案件に対する質疑、採決 | … 1件 |

第 10 議 第 21 号

農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて  
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 10 件

## 1. 農業委員

### ・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
1 1 番	小川 雅嗣	1 2 番	横江 吉美	1 3 番	中村 好明
1 4 番	堀 裕子				

### ・会議に欠席した委員

1 0 番 中島 紀昭

## 2. 農地利用最適化推進委員

### ・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	3 番	田村 捨要
4 番	中西 真由巳	5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂
7 番	山田 稔幸	8 番	中川 正平	1 0 番	葛原 孝博

## 3. 事務局

### ・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
------	-------	----	-------	----	------

### 農林水産課

課長	田中 昌高		山元 一子
----	-------	--	-------

事務局長 　　では、定刻となりましたので、只今から第34回農業委員会総会を開催いたします。

　　インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

　　本市では、庁舎内において、職員は、マスク着用とされております。委員各位も、特別公務員のお立場もありますことから、同様の取り扱いとさせていただきますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

　　なお、傍聴の方がいらした場合は、制限まではできませんが、会議の主催者として、任意で、マスクの着用をお願いしたいと考えております。

　　また、マスク着用のほか、部屋への入室にあたっては、アルコール消毒について、ご協力をお願いします。

　　なお、会議途中に、体調がすぐれず、発熱の疑いがある場合、無理せず、お申し出いただきますよう、併せてお願いいたします。

　　本日、10番 中島紀昭委員が欠席されておりますが、出席委員は14名中13名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

　　本日は傍聴の方はおられません。

　　なお、議案説明については、個人情報関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 　　それでは、農業委員会憲章の唱和を、お願いします。

　　(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 　　ありがとうございました。それでは、会長よろしくお願いいたします。

会長 　　みなさまご苦勞様でございます。第34回総会にお忙しい中出席をいただきましてありがとうございます。農業の段取りも早い方は始まり忙しくなります。みなさま健康・安全には気を付けていただきますようお願いいたします。

会長 　　ただいまから、第34回草津市農業委員会総会を開会します。  
　　本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、これをご了承願います

会長 　　それでは、これより日程に入ります。  
　　日程第1会議録署名委員の指名を行います。  
　　会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号5番

横江年男委員、議席番号9番 木下範明委員以上の兩人を指名いたします。

会長 次、日程第2報告第10号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番から5番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局 報告第10号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、5件です。議案書は、2ページから3ページでございます。

番号1番、2番は、その使用目的は異なりますものの、同一人物による、隣接する届出でございます。

番号1番は、西草津一丁目に住所を有する、届出人が一戸建て住宅として、届出人が所有する西草津一丁目地先の田1筆330㎡を転用されようとするものです。

届出地は、周囲の道路高に合わせるように70cm程度の盛土を行われます。土留工として西側には擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、南東側に雨水枡を設置し東側道路側溝へ放流されます。

隣接地は田・道路ですが、田の所有者は届出人になるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号2番は、西草津一丁目に住所を有する、届出人が露天駐車場として、届出人が所有する西草津一丁目地先の田1筆252㎡を転用されようとするものです。

届出地は、周囲の道路高に合わせるように70cm程度の盛土を行われます。土留工として東側には擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、北西側に雨水枡を設置し北側道路側溝へ放流されます。

隣接地は田・道路ですが、田の所有者は届出人になるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号3番は、矢倉二丁目に住所を有する、届出人が共同住宅用地として、届出人が所有する矢倉二丁目地先の田1筆774㎡、畑1筆19㎡、地目田、現況畑1筆218㎡計1,011㎡を転用されようとするものです。

届出地は、東側の周囲の道路高に合わせるように90cm程度の盛土を行わ

れます。

土留工として東側、北側、西側には擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、南東側の雨水柵を通じ、新設する道路側溝へ放流されます。

隣接地は里道・水路・地目田、現況水路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号4番は笠山三丁目に住所を有する、届出人が自宅の進入路として、届出人が所有する笠山三丁目地先の地目畑、現況雑種地1筆72㎡を転用されようとするものです。

本届出は、顛末案件であり、昭和30年頃に、周囲一帯の畑を購入された際に、農作業用の進入路として利用されており、昭和40年頃に住宅を建築する際に、住宅の進入路とするために拡張し、住宅の進入路として使用されてきました。

顛末案件であり、造成工事等はございません。

隣接地は畑・宅地・地目畑、現況道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

番号5番は野村六丁目に住所を有する、届出人が住宅敷地として、届出人が所有する野村六丁目地先の地目田、現況宅地1筆79㎡を転用されようとするものです。

本届出は、昭和40年に農地転用届出をされ、受理された形跡がありますが、今日まで、地目変更を行っておられなかったため、再度農地転用を提出いただきました。

本来は、受理済証明を発行のうえ、それをもって地目変更を行われますが、受理されたのが昭和40年であり、面積が平米ではなく、畝、反の尺貫法に基づく表示であり、法務局では、受理済証明をもって地目変更が困難であるとのことございました。

既に宅地化していることから造成工事等はございません。

隣接地は里道・宅地・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番および番号2番は3月9日付、番号3番は3月7日付、番号4番は3月17日付、番号5番は3月1日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第10号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第11号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局より報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、7件です。議案書は、4ページから6ページでございます。

番号1番は、市内で不動産業を営む譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する追分一丁目地先の田1筆614㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、西側の里道から進入する予定であり、高さを合わせるよう、20cm程度盛土を行われます。

届出地は、隣接地と高低差が生じないため、土留め工等はなされません。

雨水排水は、浸透式とし余剰水は里道横の水路へ放流するように勾配を付け処理されます。

隣接地は、田・地目田、現況宅地・里道であり、田の所有者は届出人であることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、現在、京都市内で不動産業を営む、譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する西草津一丁目地先の田1筆912㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、周囲の道路高と合わせるように、30cm程度の盛土を行われます。

届出地の北側はのり面処理(1:1.18)とし、高低差が生じないようにされます。

東、南、西側は道路であり、面一となるため土留め工の必要はありません。



雨水排水につきましては、基本浸透式とし、余剰水は敷地一円に敷設されている道路側溝、水路へ放流されます。

隣接地は、水路・道路であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号3番は、守山市内で不動産業を営む、譲受人が分譲宅地（三区画）として、譲渡人の所有する西草津一丁目地先の田1筆393㎡、地目雑種地 現況田15㎡計408㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高と合わせるように、60cm程度の盛土を行われます。

造成に伴って高低差が生じる箇所はないため、土留工はなされません。

雨水排水につきましては、宅地毎に設置する雨水枡から新設する道路側溝へ放流されます。

隣接地は、田・宅地・雑種地・道路であり、田については申請人であるため、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号4番は、栗東市内で不動産業を営む、譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する西矢倉三丁目地先の田6筆計2,598㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

切盛土はせず、地ならし程度とされます。

雨水排水につきましては、基本浸透式で対応されます。

隣接地は、田・ため池・水路であり、田については隣地承諾を得るべく、隣接土地所有者に説明を行ってこられましたが、農地への被害防除対策以外の理由で承諾印はいただけませんでした。

造成工事等はないため、この転用に関しては問題ないものとし、地区担当委員にも説明をおこなったうえで隣地承諾は不要といたしました。

次に番号5番は、渋川一丁目に住所を有する、譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する西渋川二丁目地先の田1筆378㎡、地目田、現況畑1筆53㎡計431㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の道路高と合わせるよう1m程度の盛土を行われます。

高低差が生じないように、隣地との間はのり面処理を行われます。

雨水排水につきましては、基本、浸透式とされます。

隣接地は、田・里道・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

次に番号6番は、京都市内に住所を有する譲受人2名が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、譲渡人が所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業

区域内にある野路町地先の田2筆328㎡仮換地面積191㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならぬ農地はございません。

次に番号7番は、譲受人は番号1番と同じ法人になります。

番号7番は、市内で不動産業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する矢橋町地先の畑1筆495㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、北側の市道から進入する予定であり、高さを合わせるよう、15cm程度盛土を行われます。

隣接地と高低差が生じる箇所はコンクリートブロックを土留め工としてなされます。

雨水排水は浸透式とし、余剰水は北側道路側溝へ放流するように勾配を付け処理されます。

隣接地は、畑・道路であり、畑の所有者からは隣地承諾を得られております。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、7番は3月16日付、番号2番、6番は3月6日付、番号3番、5番は3月9日、番号4番は3月3日付にて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

7番 3番の案件ですけれども、登記地目雑種地、現況田とありますが雑種地も含めないといけないのでしょうか。

事務局 農地法は、地目が農地あるいは現況が農地の時に適用されますので、地目が雑種地であっても、現況は田であれば転用の対象となります。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第11号を終わります。

会長 次に、日程第4議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第15号農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。この申請は、農地の権利移転・権利設定にかかる申請です。

今月の申請は、7件です。

議案書は、7ページ、8ページです。

最初に番号1番と番号2番は関連する案件ですので一括にて説明させていただきます。

馬場町に住まれる譲受人が譲渡人2名の所有する馬場町地先の畑310㎡および337㎡、計647㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、所有者が高齢のため耕作できず、遊休農地となっております。

そのため、隣接地にお住まいの認定農業者である譲受人が取得され、耕作されるものであります。

作付け計画については、露地野菜を作付される予定です。

なお、この4月1日施行されました農地法の改正により下限面積要件は廃止されましたが、今回の取得により譲受人の耕作農地は、7,610㎡となります。

また、その他の要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号3番と番号4番も関連する案件ですので一括にて説明させていただきます。

馬場町に住まれる両人がそれぞれ所有する馬場町地先の田185㎡を交換にて取得されようとするものです。

地図の6枚目を御覧ください。

番号4番の申請地は、平成4年に4番の譲受人が田の区画を整理された際、交換が行われ、譲受人の田として一体的に耕作されてまいりました。

両者、納得のうえでのことでしたが、今回、当該地が圃場整備実施区域となりましたことから、実態に合わせるため、申請があったものでございます。

作付け計画については、水稻を作付される予定です。

なお、この4月1日施行されました農地法の改正により下限面積要件は廃止されましたので、4番の譲受人は田の多くを貸付けされていることから、経営面積が7.2アールになっておりますが、問題ございません。

また、その他の要件についてですが、両者とも第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

次に番号5番から7番もそれぞれ関連する案件です。

番号5番は、譲受人が譲渡人の所有する山寺町地先の田3筆計4,713㎡を売買にて取得されようとするものです。

申請地は、馬場・山寺地区土地改良事業（圃場整備）区域内の農地です。

譲渡人が、圃場整備を機に申請地を売却し、既に耕作されている田があります山田学区に農地を集約しようと考えられ、譲受人との間で話がまとまり、申請があったものです。

栽培計画については、今後、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号6番は、譲受人が譲渡人の所有する北山田町地先の田4筆計5,112㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、申請地近隣で田5,429㎡を耕作されており、農地の集約を図りたいと考えておられたところ、譲渡人との話がまとまり、今回申請がありました。

栽培計画については、今後、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、取得されます地元の生産組合長の同意も得られており、地域調和に支障を生ずる恐れがないと認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

番号7番は、譲受人が譲渡人の所有する北山田町地先の田2筆計2,156㎡を売買にて取得されようとするものです。

譲受人は、番号2番の案件で田を提供され、その代替地を探されたところ、譲渡人と話がまとまり、今回、申請があったものです。

栽培計画については、今後、水稻を作付される予定です。

また、農地法第3条第2項に定める各要件についてですが、第1号の全部効率化要件については、現在所有する農地について全て耕作されており、取得後においても効率的に利用、耕作されるものと判断しております。

第2号の法人要件については、譲受人は個人のため、該当いたしません。

第3号の信託要件については、信託の引き受けによる権利の取得ではないため該当いたしません。

第4号の農作業常時従事要件については、取得後においても耕作に従事できると認められます。

第6号の地域調和要件については、お住まいの地域であり問題ございません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の許可要件は全て満たしております。

以上、許可申請7件につきまして、添付書類等を確認いたしました。不備等はないものと考えますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番から5番までの案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 1番と2番の案件につきましては、3月7日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。3番と4番の案件につきましては、3月12日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。こちらも事務局からの説明のとおりでございます。5番の案件につきましては、昨年の9月28日に現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりであります。以上ご審議よろしくお願いいたします。

会長 番号6番と7番の案件につきましては、議席番号5番委員をお願いします。

5番 昨年の10月14日農林水産課の職員の方に説明をしていただき、5番推進委員さんと現地確認を行いました。その結果何の問題もありませんでしたので、署名捺印をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。採決に入ります。

ただいま議題となっております議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長

挙手全員であります。

よって、議第15号「農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から7番までの案件を原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第5議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

農地法第4条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の申請は、2件です。議案書は、9ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、自己居住用一戸建専用住宅として、申請人が所有する青地町地先の地目田、現況雑種地1筆294㎡を転用されようとするものです。

申請地は、南側に地目山林、現況雑種地、西側に山林、北側に宅地、田、東側に道路となっており、東側の道路高に合わせるように敷地内は切土と盛土が最大40cm程度行われます。

土留工として、北側、西側に擁壁を設置され、南側にはコンクリートブロックを設置されます。

雨水排水については、東側に向けて勾配をつけ、新設する雨水桝から隣接する水路へ放流されます。

隣接地は、山林・地目山林、現況宅地・田・宅地であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に志津小学校、志津幼稚園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

番号2番について説明いたします。

番号2番は、自己用住宅として、申請人が所有する矢橋町地先の地目畑、現況宅地1筆409㎡を転用されようとするものです。

申請地は、既に住宅として利用されていることから顛末書を添付のうえ申請がなされました。

申請地は、昭和58年頃に、申請人の父親が農地法の不知から、許可を得ずに住宅を建築し、今日まで使用されてきました。

申請地は、顛末案件であるため造成等の工事はありません。

隣接地は、宅地・里道・道路であるため、隣地承諾が必要な農地はありません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については顛末案件であるため、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

以上、2件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号1番委員をお願いします。

1番 3月19日に1番推進委員さんと現地確認を行いました。地目田、現況雑種地のところ。事務局からの説明のとおりであります。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号4番委員をお願いします。

4番 3月2日に4番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。その時点では、業者さんの書類が揃っていませんでしたが、3月17日書類一式を持ってこられましたので、署名捺印をいたしました。何の問題もないと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。

これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、



挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。

ただいま議題となっております議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第16号「農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第17号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の申請は、1件でございます。議案書は、10ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、市内で不動産業を営む譲受人が露天資材置場として、譲渡人の所有する北山田町地先の田1筆2,442㎡売買にて取得し、転用されようとするものです。

申請人は、不動産仲介業のほか、リフォーム工事等を請け負っておられ、事業拡大に伴いリフォームの受注が増加していることから資材の置き場が必要になってきたため本申請をなされました。

申請地は、北側道路高に合わせるよう、1m程度の盛土を行われます。

土留め工として、東側、南側、西側の一部に擁壁を設置されます。

雨水排水については、北側に向けて敷地勾配をつけ、北側に設置する雨水枡

に集水し、道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・田・水路・道路であり、田の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に山田小学校、山田こども園があることから、公益的施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

また、第3種農地での農地転用申請については、原則許可することとなっております。

一般基準については、見積書、融資証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上1件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号6番委員をお願いします。

6番 事務局から説明がありましたとおりでございます。何の問題もございません。3月8日に6番推進委員さんと現地確認を行いました。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第17号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第7議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付に  
つき、議決を求めることについて」番号1番の案件を議題とし、事務局から議  
案の朗読と説明を願います。

事務局 議第18号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求  
めることについて説明します。

相続により農地を取得した場合には相続税が課せられますが、納税猶予の適  
用を受けようとする方はこの証明書を添付し、税務署に申告する必要があるた  
め、今回証明願が1件提出されたものです。

議案書は、11ページです。

はじめに、相続税納税猶予制度の概要を説明します。

農業相続人（農業後継者）が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続し  
て自ら農業を営む場合は、相続税の申告期限（死亡日の翌日から10月以内）  
までに申告することにより、相続税納税猶予の特例の適用を受ける農地等の価  
格のうち、農業投資価格を超える部分の相続税が猶予されるものです。

なお、今回猶予された相続税は、被相続人がお亡くなりになられた日に遡り、  
免除されます。

次に、特例の適用が受けられる人ですが、議案書の11ページにありますよ  
うに、被相続人は、お亡くなりになるまで農業を営まれていたことから、被相  
続人の要件に該当します。

また、相続人についてですが、番号1番は相続した農地で相続税の申告期限  
までに農業経営をされますため、相続人の要件に該当します。特例の対象とな  
る農地等については、南草津三丁目地先の田3筆、計889㎡であり、遺産分  
割協議書に当該農地が記載されていることから、納税猶予の対象となる農地の  
要件に該当します。

よって、必要となる要件を満たしており、申請書類等の内容につきましても  
不備等はないものと認められますことから、相続税の納税猶予に関する適格者  
証明書を交付することについて御審議賜りますようお願いいたします。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

11番 適格者証明書の交付に反対はありません。田んぼを行うには、やりにくい場所かと思われるのですが、今まできちんと田んぼはされていたのでしょうか。

事務局 現地確認をしましたところ、草刈りもきちんとされており整備された状態でありました。納税猶予の場合は、税務署から定期的に耕作されているかどうかの照会が事務局にきます。このことは申請者さんもお存知ですので、事務局としても引き続き見守っていきたいと思います。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第18号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第19号「草津市農業委員会事務局規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第19号草津市農業委員会事務局規程の改正について説明します。

本日配布いたしました資料、草津市農業委員会事務局規程を御覧ください。

第2条、参与を廃止し、主幹を設置するものです。これは、市職員の定年が延長されたことにより、市の規則が改正されますことから、事務局規程も改正しようとするものです。

続いて第4条は、農地法の改正により、条ずれが起こったため、法と合わせ

るよう改正するものでございます。

ちなみに、これは、毎月のように報告させていただいております市街化区域の転用についてのことでございます。

以上、簡単ではございますが、草津市農業委員会事務局規程の改正についての説明とさせていただきます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第19号「草津市農業委員会事務局規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第19号「草津市農業委員会事務局規程の改正につき、議決を求めることについて」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第9議第20号「草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規定の制定について」の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第20号草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定について説明します。

これは、国において法律が公布、改正（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これに基づき個人情報の保護に関する法律が改正）されますことから、本委員会におきましても、平成18年に制定いたしました「草津市農業委員会個人情報保護条例施行規程」を廃止し、新たに「草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程」を制定しようとするものです。

以上、簡単ではございますが、草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の制定についての説明とさせていただきます。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。  
ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。  
採決に入ります。ただいま議題となっております議第20号「草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規定の制定について」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。  
よって、議第20号「草津市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規定の制定について」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

事務局長 次に、日程第10議第21号「農用地利用集積計画案の決定につき、議決を求めることについて」を議題としますが、この案件については、議席番号3番 中野隆史委員、議席番号7番 山本英裕委員、議席番号9番 木下範明委員、議席番号11番 小川雅嗣委員の各委員が当事者でございますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をいただきます。関係事案の終了後には、入室していただきます。

(各委員 退席)

事務局長 中野会長が不在のため、ここからは草津市農業委員会規程第2条第3項の規定により副会長の議席番号1番 山元泰宏委員が職務を代理いたします。

副会長 それでは、議第21号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明をお願いします。

農林水産課 議第21号農用地利用集積計画（案）について、ご説明申し上げます。  
こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条に、市町村は、農林水産省令で

定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。と規定があり、農業委員会の決定を求めるものです。

まず、お配りしております「農用地利用集積計画【利用権設定】(案) 令和5年4月28日公告」をご覧頂きたいと思えます。1ページめくってもらいまして「利用権設定面積集計」と書かれているページがございます。まず、こちらについて、説明いたします。令和5年5月1日に利用権設定する件数につきましては、左上の表を御覧ください。全体が254筆でして、面積は357,442㎡となります。内訳といたしましては、田が236筆で、面積は344,329㎡、畑が18筆で、面積は13,113㎡です。

続きまして、右の表に移って下さい。令和5年5月1日に設定後の累計数値になります。全体の合計筆数は3,865筆、面積は6,061,802.49㎡となっております。内訳といたしましては、田が3,696筆で面積は5,929,453.32㎡、畑が158筆で面積は129,039.46㎡。その他が11筆で面積は3,309.71㎡です。

また、右端の表ですが、令和5年5月1日付け利用権設定予定の筆数を、設定期間別に集計したものとなります。

3年未満が71筆、3年以上6年未満が112筆、6年以上9年未満が21筆、9年以上12年未満が50筆、計254筆です。

個々の設定につきましては2ページ以降に掲載しておりますが、詳細な説明は省略させていただきます。

以上で令和5年4月28日公告、農用地利用集積計画(案)の内容についての説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

副会長

以上で農林水産課の説明が終了しました。これから質疑に入ります。

ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗ってから、ご発言いただきますようお願いいたします。

(質問・意見なし)

副会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第21号「農用地利用集積計画(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

副会長

挙手全員であります。

よって、議第21号「農用地利用集積計画（案）の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

副会長 審議が終了しましたので議席番号3番 中野隆史委員、議席番号7番 山本英裕委員、議席番号9番 木下範明委員、議席番号11番 小川雅嗣委員の入場を認めます。

（各委員入室）

副会長 議事のスムーズな運営にご協力いただきありがとうございました。それでは会長に引き継ぎます。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 15時10分



草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年4月10日

会 長 中野 隆史 \_\_\_\_\_

署名委員 横江 年男 \_\_\_\_\_

署名委員 木下 範明 \_\_\_\_\_